

2024年4月15日
アストモスリテイリング株式会社

液石法改正に関する自己適合宣言

お客さまがお使いのLPガスに関する法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則）の一部が改正されました。（改正内容は以下の通りです。）

アストモスリテイリングは、今般公布された省令を遵守し、LPガス事業を核とした様々なサービスの開発・ご提供に努め、お客さま満足を最大化していくことを宣言致します。

【改正内容】

1. 過大な営業行為の制限

LPガス事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- （1）正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- （2）消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- （1）基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- （2）電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- （3）賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
（注）上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用
（既存契約は早期移行努力義務）

3. LPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

- （1）入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- （2）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

施行時期

上記1. 及び3. : 2024年7月2日施行

上記2. : 2025年4月2日施行

✕